

残業代

忘れず、面倒からず

ちゃんと

請求しましょう



厚生労働省は、時間外を含む労働時間の把握の責任を明確に使用者に課しています。始業前もふくめて、残業したらその分、割増した賃金を払うのは当たり前です。残業代を請求しているのに払わないのは当然、法律違反ですが、働いたのに残業代を請求しない（いわゆるサービス残業）のも、深刻な人員不足を覆い隠す結果となり、労働者の健康にとっても、患者・利用者の安全やサービス提供にとっても良いことはありません。しっかりと残業代を請求しましょう。

### 始業前の残業代

## 約8割が未請求

日本医労連が実施した「2023 年秋・退勤時間調査」の結果によると、決められた始業時間より早く出勤し、情報収集や業務準備を行っている人が67.2%もいました。そのうち「残業代を請求した」人はごくわずか。約8割が請求していません。

### 残業代の未払い総額

## ひと月当たり6万6404円

同じく「退勤時間調査」の結果から、1人当たりの残業代未払い額を試算してみると、なんと、ひと月に5万1080円。休憩未取得分を加味すれば、6万6404円、年間で約80万円にもなります。

## これらすべて業務です

とても残念ですが、医療・介護現場の過労死、過労自死が後を絶ちません。労災認定を求めた過去の裁判では、下記の業務も時間外労働と認められています。明確な業務指示がなくても、業務上の必要性や緊急性があれば業務命令があったものとみなされます。（「黙示の指示」）

- ◇始業前の情報収集・機器のたちあげ
- ◇業務上の「研修会」「委員会」「会議」
- ◇臨床指導者の実習記録の点検
- ◇看護計画・退院・転院サマリー
- ◇新人看護師への指導
- ◇プリセプター業務
- ◇自宅持ち帰り（シャドーワーク）
- ◇看護研究